

「とねっと」参加申請等フロー



申請書等

- (ア) 参加(利用)同意書
- (イ) 利用者登録変更届
- (ウ) 同意撤回届
- (エ) かかりつけ医カード再発行申請書

申請書等は、基本的に保健センター等に配置(各行政において決定)

【行政】

申請書等の記入内容を確認し、申請書等を受付
 ※代理申請の場合、同居の家族であれば可とする
 確認事項:住所、氏名(カナ)、生年月日、電話番号、(健康記録パスワード)
 確認手段:本人確認書類(氏名、住所、生年月日の記載があるもの)
 ※本人確認書類:保険証、運転免許証、住基カードなど

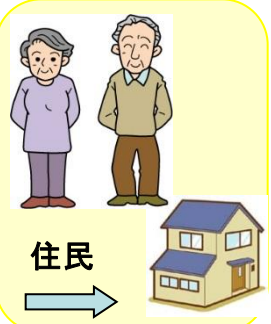
かかりつけ医カードの基本方針

かかりつけ医カードの運用(対象者)については、段階的な導入とする。

○平成24年4月の導入時には、対象者を利根保健医療圏内に在住する住民・患者でスタートする。

○近い将来には、対象者を参加医療機関の患者のうち、利根保健医療圏外に在住する患者について、拡大するものとする。

- A: 申請書等を行政に提出する場合
- B: 申請書等をご自身で郵送する場合



住民

圏域内に在住する住民・患者



患者



行政(保健センター等)

【FAX】当分の間は、行政ごとにFAX送信時間帯を定める(通話中の未送信を避ける)
 ※原本は協議会事務局へ送付(月1)
 【郵送】郵便料金は各行政にて負担

協議会事務局

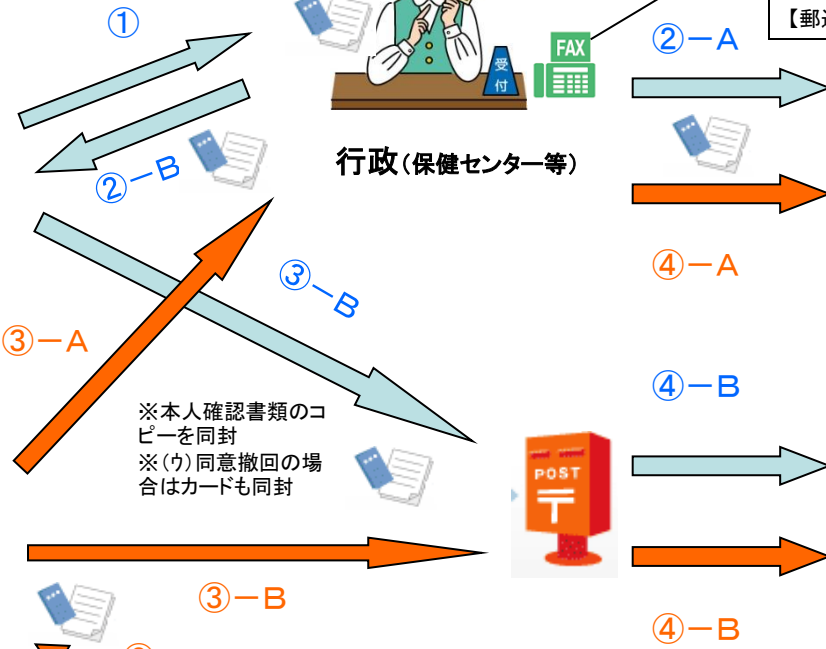
【主な業務】

- ・システム登録処理
- ・カード発行機により印字
- ・各申請書の原本を保管
- ・返却カードを処分



※(ア)の場合
 かりつけ医カードを同封

協議会事務局から本人へ完了通知書を郵送



※本人確認書類のコピーを同封
 ※(ウ)同意撤回の場合はカードも同封

申請書等は、基本的に受付窓口に配置(医療機関のご判断により診療室や会計窓口に配置)

「とねっと」参加医療機関

カードを提示し、医療情報の共有が可能となる

同意書、申請書、届の提出について

提出方法

1 お住まいの行政窓口へ提出

※各行政で受付開始日が異なります。

2 ご自身で協議会事務局まで郵送

※平成24年3月1日から郵送受付を開始。



C ※同意撤回する場合のみ

A	
	B
切手	347-0031
加須市南町5-15(加須保健所内)	
埼玉利根保健医療圏	
医療連携推進協議会事務局 行	

次のものをそろえて提出してください。

A 同意書、申請書、届（該当するもの）

- 「とねっと」参加（利用）同意書
- 「とねっと」利用者登録変更届
- 「とねっと」同意撤回書
- 「とねっと」かかりつけ医カード再発行申請書

B 本人確認書類（氏名、住所、生年月日の記載があるもの）を提示（※郵送する場合は、コピーを同封）

※本人確認書類とは、保険証、運転免許証、住基カードなどです。

※コピーは、なるべくA4サイズで1枚にまとめてください。サイズが大きい場合、

又は、枚数が多い場合は、90円切手が必要になる場合がありますのでご注意ください。

（以下、注意事項参照）

※同意撤回する場合

C かかりつけ医カード

■注意事項

※郵送する場合、専用封筒をご使用ください。専用封筒以外のものを使用する場合は、左図のとおり宛先を記入し、裏面に郵便番号、住所、氏名をご記入ください。

切手は、80円（定型 重量25g以内の場合）切手をお貼りください。重量が25gを超える場合は、90円切手が必要になります。不明な場合は、投函する前に郵便局でご確認ください。

【参考】封筒5g、用紙（A4サイズ）1枚あたり4g、かかりつけ医カード5g

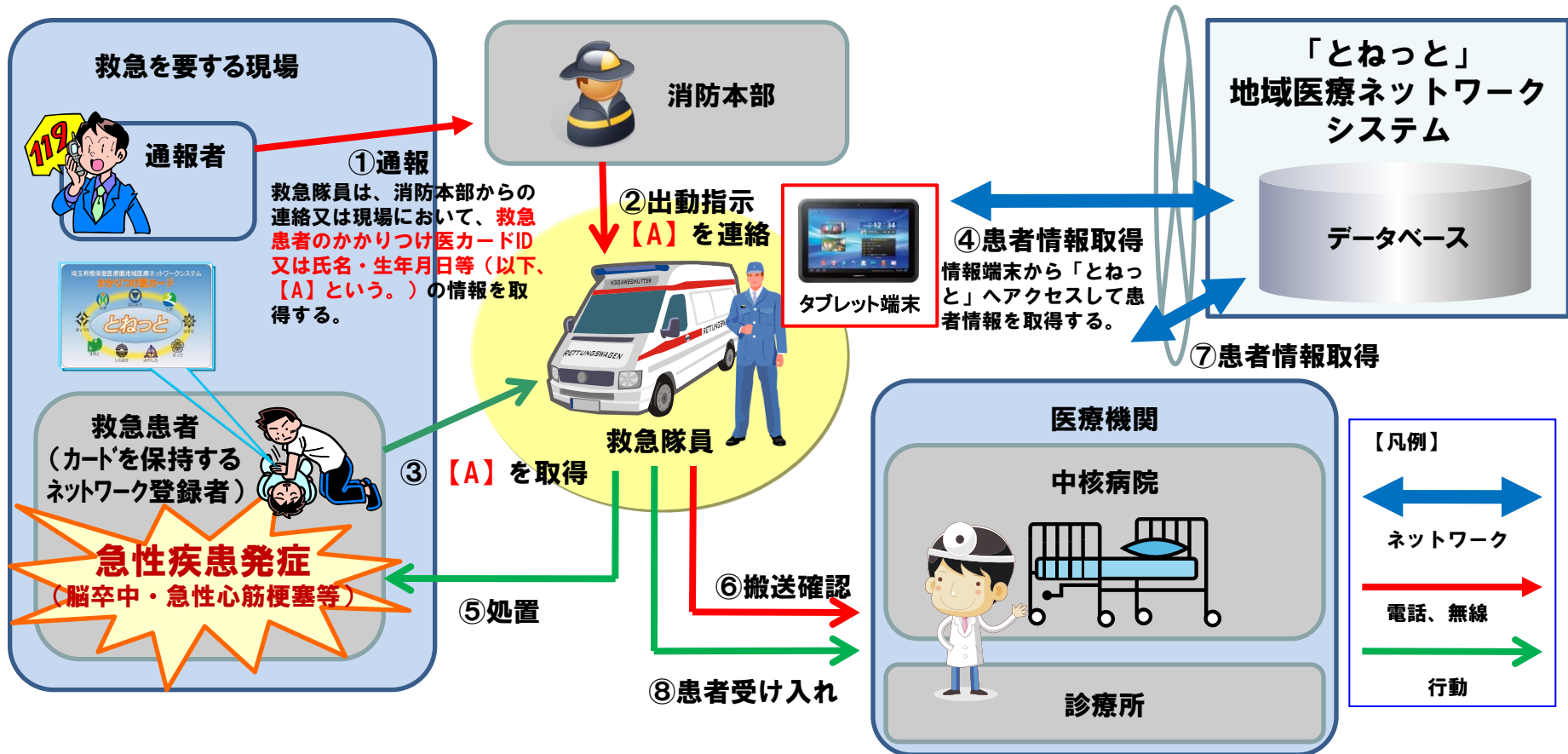
※配達と登録処理に日数がかかりますので、ご了承ください。

「かかりつけ医カード」を活用した救急患者搬送支援

「かかりつけ医カード」は、地域医療ネットワークシステムに同意した住民に発行されるもので、システムに保存された患者情報を参照するためのカードです。

救急時には救急隊がこのカードを活用し、救急に必要な患者情報を取得することにより、救急患者の迅速な処置や搬送に役立てることができます。

かかりつけ医カードを活用した救急患者搬送支援イメージ



「とねっと」健康記録について

概要

ご自身の健康記録【身長、体重、血圧、検査値（検診項目程度）】を登録（更新）することで、健康記録が共有され、ご自身だけでなく、「とねっと」参加医療機関や救急隊も参照することができるようになり、次のように活用されます。

【住民・患者】

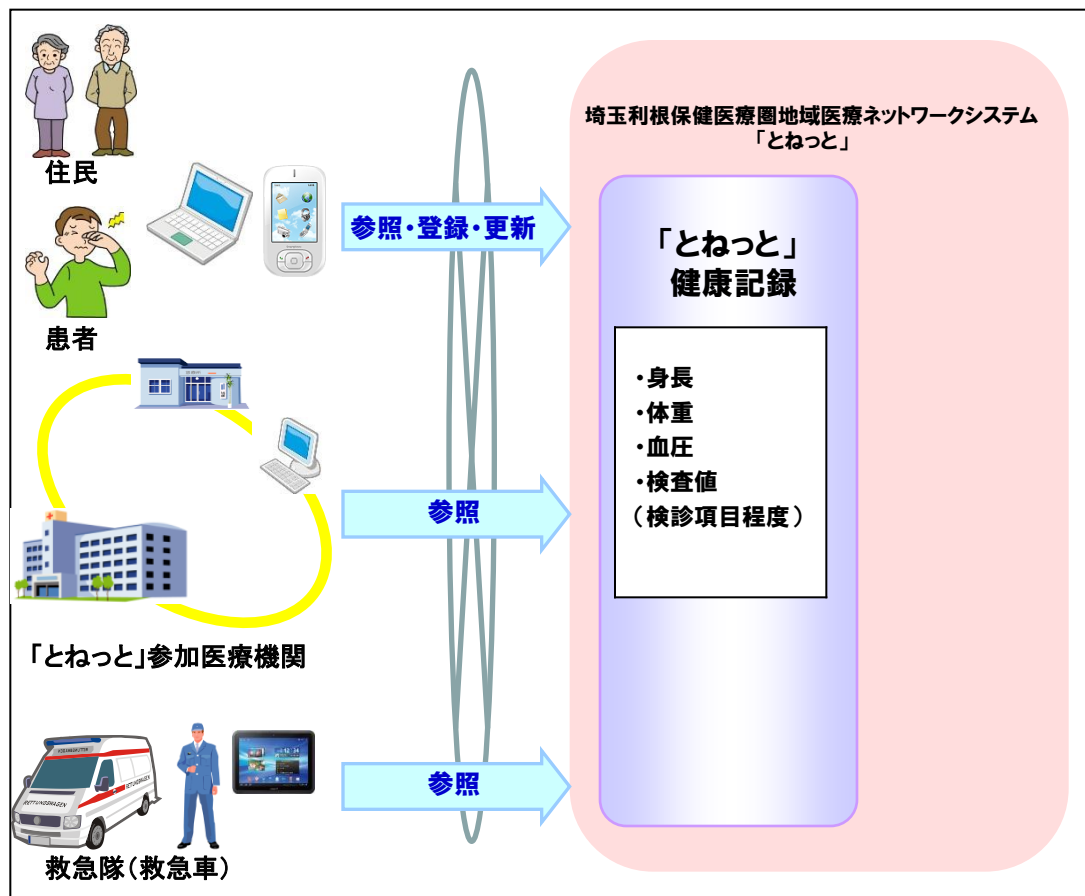
健康増進や重症化予防が図れます。

【「とねっと」参加医療機関】

診療を補助するものとなります。

【救急隊】

救急時の迅速な対応が可能になります。



※「とねっと」健康記録は、希望する方のみ利用できます。なお、利用するためには、申請が必要です。

1 かかりつけ医カードをもっていない場合

「とねっと」参加利用申請書にある「とねっと」健康記録のパスワード欄に記入してください。
パスワード欄(数字4桁)にご記入があれば、「とねっと」健康記録利用がご利用になれます。

2 かかりつけ医カードを持っている場合

「とねっと」利用者登録変更届に必要な事項を記入し、協議会事務局へ提出してください。提出方法は、「とねっと」参加(利用)同意書の提出と同じです。

※「とねっと」健康記録を利用するためには、パソコンやスマートフォンが必要です。

※「とねっと」健康記録にアクセスするためには、かかりつけ医カードIDとパスワードが必要です。

※「とねっと」健康記録インターネットアドレス <https://phr.to-net.org>